

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 5月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	復水脱塩装置制御盤の点検において、脱塩塔入口流量積算計（6台中、4台）のカウンタ表示部用文字の一部に塗装の剥離が認められたため、当該表示部を交換	対象外	
2	2号機	循環水ポンプ（A、B）の点検において、ケーシング内部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	プロセス計算機の点検において、炉心監視表示装置の磁気ディスク装置（2系列中、1系列）に故障が認められたため、当該装置の内部部品を交換	D	
4	2号機	原子炉建屋連続ダストモニタ装置に「放射能高」を示す警報の発生が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理	D	
5	2号機	廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）用ポンプ（B）の出口逆止弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	3号機	所内ボイラ室制御盤監視用TVモニタ装置に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
7	3号機	電気品室換気空調系冷凍機（B）の点検において、凝縮器ドレン弁及びベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を修理	D	
8	5号機	炉心管理に関する解析業務委託における、向こう3ヶ月間の「炉心性能解析結果」の内、7月の一部の計算結果に誤りが認められたため、対応検討	C	
9	6号機	第5給水加熱器（A）用圧力変換器の点検において、当該検出元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	6号機	原子炉圧力容器の耐圧漏えい検査において、制御棒駆動水圧系駆動水ヘッダー流量変換器用テスト弁（高圧側）にシートリークが認められたため、当該テスト弁を交換	D	
11	集中環境施設	洗濯廃液処理設備用洗濯廃液ろ過器（A）逆洗用水配管の接続フランジ部に微細な孔食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	その他	使用済燃料共用プール設備の監視用TVモニタ装置に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
13	その他	海生物処理設備排ガス処理系用湿式洗浄装置の排水移送配管より水漏れ（堰内、約5リットル）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
14	その他	港湾浚渫用機械の整備作業を行っていた協力企業の作業員が、エンジン駆動溶接・発電機を台車にて移動中、当該溶接・発電機が台車からすべり落ち、左足くるぶし下部を負傷したことから、業務車にて病院へ搬送し、診察・治療を受けた結果、「左足関節骨折（2針縫合）」と診断されたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで